

特定小型原動機付自転車

こんな間違いをしていませんか？

1. 電動キックボードは免許なしで乗れる！



「免許なし」は特定小型原動機付自転車に該当する車両だけ。
それ以外は、一般原動機付自転車やそれ以上の車両区分で免許が必要！
特定小型原動機付自転車でも、16歳未満の方は運転禁止！

Check!

特定小型 原動機付自転車



※国土交通省ホームページから引用

一般原動機付自転車



電動キックボード
すべてが特定小型
原動機付自転車では
ありません！

免許なし
16歳未満運転禁止

免許必要



2. ナンバーや保険の加入なしで乗れる！



特定小型原動機付自転車も、ナンバープレートの取り付け、自賠責保険（共済）への加入、道路運送車両の保安基準に適合していなければなりません。

必
要

- ナンバープレートの取り付け
- 自賠責保険（共済）への加入
- 道路運送車両の保安基準に適合

もちろん一般原動機
付自転車でも必要！
（保安基準は異なり
ます。）

性能等確認済シール



性能等確認済
[認定機関名称-認定番号]
[車名・型式]



性能等確認済
[認定機関名称-認定番号]
[車名・型式]

シールが貼ってある
ものは保安基準を満
たしています。



3. 歩道を走れるようになった！



歩道通行ができるのは、特定小型原動機付自転車のうち、一定の条件を満たした特例特定小型原動機付自転車だけ。

通行できる歩道は、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識等が設置された歩道だけ。

特定小型原動機付自転車

最高速度**20**km/h以下、最高速度表示灯（**点灯**）



特例特定小型原動機付自転車

最高速度**6**km/h以下、最高速度表示灯（**点滅**）



普通自転車等
及び歩行者専用

4. 信号や標識に従う必要はない！



信号や標識に従う必要があります。

補助標識が設置されている場合には、原則、「普通自転車」が規制対象となる場合に規制の対象となります。



一方通行標識のみ
特定小型原動機付自転車
も一方通行規制の対象



自動車・原付



軽車両を除く

これらの補助標識がある場合
特定小型原動機付自転車は
一方通行規制の対象外

補助標識の『原付』
は、「一般原動機付
自転車」を示すよ！



5. ヘルメットは被らなくていい！



被らなくていいわけではありません。

万一の場合に備えて、被るように努めましょう！

ヘルメットは自転車用のものでOK！

SGマークなど安全性を示すシールの付いたものにしよう！

